

平成30年5月8日  
事務連絡

観光庁観光地域振興部  
観光資源課長

### 通訳案内士法に基づく登録研修機関の研修講師要件の具体例について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また日頃より観光行政にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

通訳案内士法に基づく登録研修機関制度について、各研修科目の講師の要件は、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）別表に規定しておりましたが、先般、観光庁が開催した登録研修機関の業務説明会において、研修講師の要件として同法別表第一項第二号に定める「前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」について、より具体的に基準を示して欲しいとの要望をいただいたところです。

これを踏まえ、登録研修機関における各研修科目の講師について、下記のとおり要件の具体例を示しますので、登録研修機関の申請の際に参考にいただければと思います。

#### 記

研修科目	研修内容	講師要件の具体例
1 旅程の管理等に関する基礎的な科目	一 旅行業に関する基本的な事項	旅程管理主任者として旅程管理業務に5回以上従事した経験を有し、かつ、旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であって、旅行業に5年以上従事した経験を有するもの等
	二 旅程管理の実務に関する事項	
	三 通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項	
	四 その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	
2 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目	一 災害等の発生時における行動に関する事項	全国通訳案内士として通訳案内業務に5年以上従事した経験を有する者等
	二 救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項	
	三 その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	